

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か、
休みのときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇ 公 告 採石業務管理者試験の合格者（河川課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営一般農道整備事業用呂細見地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年六月十一日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百四十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十一月十四日 鳥取県指令受鳥土維第五百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字六反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

鳥取県告示第五百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年六月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年三月二十九日 鳥取県指令受都計三一一二第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市御熊字廣見ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県宝塚市安倉北二丁目一〇八八―五

旭国際開発株式会社

代表取締役 辻本知太郎

公 告

平成2年6月5日に実施した第19回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成2年6月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | | | |
|-----------|---------|-------|---|
| 川 端 雄 男 | 西 山 優 | 石 上 良 | 夫 |
| 大 谷 明 美 | 石 倉 博 征 | 田 村 昭 | 夫 |
| 亀 井 勲 | 岸 田 則 子 | 塚 英 | 晴 |
| 川 端 登 志 一 | 黒 木 隆 雄 | 合 落 | 亨 |

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年6月8日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成2年7月17日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下第2会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者
	平成2年7月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成2年7月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八幡の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成2年7月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考 査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長

を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）